

報告 3 平塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要について

1 改正趣旨

令和 3 年 1 月 25 日に「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」が公布されました。

上記に伴い、「平塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の規定の整備を行うものです。

2 改正概要

(1) 高齢者虐待防止の推進（第 3 条第 5 項、第 20 条第 1 項第 6 号、第 29 条の 2）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことを義務付けるとともに虐待防止のための措置を運営規程に定める。（3 年の経過措置）

(2) 介護保険関連情報の収集・活用と P D C A サイクルの推進（第 3 条第 6 項）

介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(3) ハラスメント対策の強化（第 21 条第 4 項）

適切なハラスメント対策を強化する観点から、職場における性的又は優越的な言動により就業環境が害されることのないよう、必要な措置を講じることとする。

(4) 業務継続に向けた取組みの強化（第 21 条の 2）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。（3 年の経過措置）

(5) 感染症対策の強化（第 23 条の 2）

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練等の実施を義務付ける。（3 年の経過措置）

(6) 運営規程等の掲示に係る見直し (第 24 条第 2 項)

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、自由に閲覧できるよう備え置くことで事業所での掲示を代用できるものとする。

(7) 会議や多職種連携における ICT の活用 (第 33 条第 1 項第 9 号)

運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ会議等を活用しての実施を認める。

(8) 電磁的記録による保存等に係る見直し (第 36 条第 1 項)

事業者の業務負担軽減やローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、電磁的な記録とすることができる。

(9) 電磁的記録による利用者への説明・同意等に係る見直し (第 36 条第 2 項)

利用者の便性向上や事業者の業務負担軽減観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

3 施行日

令和 3 年 4 月 1 日

以 上